

三木市災害廃棄物処理計画（案）一部修正 抜粋

市民への啓発・広報

災害発生時に計画的かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を行うために、平常時から災害廃棄物の分別方法や携帯トイレ等の備蓄目安などを広報するとともに、災害発生時には、市民に対して利用可能なメディアを用いて、可能な限り迅速に必要な情報を広報するものとする。

修正

広報媒体としては、テレビ・ラジオ・新聞などの公共通信媒体、市広報、貼り紙、ちらし、広報宣伝車、本市ホームページ、三木安全安心ネット、SNSなどのインターネット等を活用して周知徹底を図るものとする。広報及び周知の内容を以下に示す。

追加

表 2-3 災害時に行う広報の内容

時期	内容
災害発生前	・災害廃棄物の分別方法、危険物などの排出方法
	・携帯トイレ（し尿凝固剤等）の種類と備蓄量目安
	・その他必要な事項
災害発生直後 （～3日目まで）	・生活ごみ・災害廃棄物の分別方法、危険物などの排出方法
	・排出場所（生活ごみ、災害廃棄物）
	・収集時期・収集期間・収集日時
	・仮置場の場所・設置状況
	・不法投棄・野焼き禁止の徹底
	・し尿及び浄化槽汚泥の収集方法・頻度
	・仮設トイレの設置状況・設置場所
	・仮設トイレ使用上の注意及び維持管理
・その他必要な事項	
応急対応 （4日目～3ヶ月まで）	・近隣集積所の閉鎖と一次仮置場の開設、持込方法
	・家屋の解体撤去の申請方法
	・災害廃棄物の処理フロー、処理方法
	・処理困難物の処理方法
	・実行計画に記載の収集・運搬・処理に関する情報
	・処理の進捗状況、今後の見込み
	・収集体制の変更（平常体制の移行時）
・その他必要な事項	
復旧・復興 （～3年程度）	・処理の進捗状況、今後の見込み
	・その他必要な事項

追加